



自転車の安全利用について



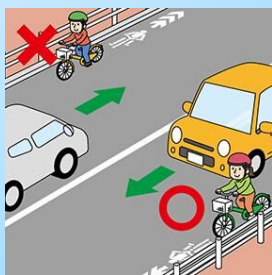
「自転車安全利用五則」の改訂

令和4年11月、中央交通安全対策会議交通対策本部において「自転車安全利用五則」が改訂されました。自転車も自動車と同じく車両の仲間です。思いやり、ゆずりあいの気持ちでルールを守り、安全に自転車を利用しましょう。

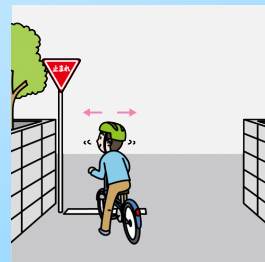
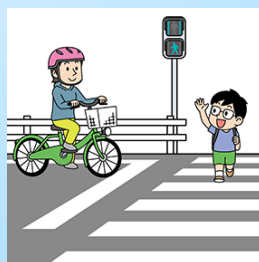
※岡山県自転車安全利用5則は廃止しました。

【自転車安全利用五則】

1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先



2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



3 夜間はライトを点灯



4 飲酒運転は禁止



5 ヘルメットを着用



自転車もヘルメットをかぶりましょう～非着用時の致死率は着用時の約1.9倍!!

自転車に関係する人身事故では、**自転車利用者の多くが頭部を負傷**しており、**ヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて約1.9倍(※)**も高くなっています。

※ 令和元年～令和5年累計による（警察庁資料）



令和5年4月1日から、自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となっています。万が一の事故から身を守るためにも、自転車に乗るときは、ヘルメットをかぶりましょう。

【参考：自転車の乗車用ヘルメットに関する規定】～改正後の道路交通法第63条の11(R5.4.1)

- 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。
- 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。
- 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するとき、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。



自転車に 乗るなら必ず ヘルメット

岡山県・岡山県交通安全対策協議会



自転車も保険加入を!!



自転車保険はどれくらいの方が入っているの？

岡山県では、県民満足度調査の同時調査で、「自転車損害賠償責任保険(共済)」の加入に関するアンケートを行った結果、自転車利用者(月に数回以上自転車を利用している方)の保険加入率は、**53.5%**でした。

※ 令和5年調査

保険に加入していない方のうち、約4割が「**必要性を感じない**」という理由でしたが、本当に「**必要ない**」と思いますか？

なぜ、保険に入る必要があるの？

- 自転車は、交通事故の被害者だけでなく、加害者となるケースも発生しています。
- 自転車が加害者となる事故では、相手方に重大なけがを負わせたことにより、賠償金として、およそ9,500万円を課せられた事例もあります。
- 交通ルールを守り自転車を安全に利用することはもちろん、万が一の交通事故に備えて、**自転車損害賠償責任保険(共済)等**に加入するとともに、**現在加入している保険等の補償内容を確認し、補償内容を充実させることも重要です。**



岡山県では、令和6年3月22日に「岡山県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行され、県、自転車利用者等の責務・役割、交通安全教育、道路環境の整備等について規定するとともに、10月1日からは、自転車損害賠償責任保険(共済)等への加入が義務化されます。

※ 岡山市は令和3年4月に施行

どんな自転車保険があるの？

自転車対象の保険等としては、次のようなものが考えられます。

【例】

- 自転車向けの保険(共済)
- 自動車・火災・傷害保険(共済)等に付帯する個人賠償責任補償特約等
- クレジットカードに付帯する個人賠償責任補償
- 会社等の団体構成員向けの保険や、PTA・学校が窓口となる保険
- 自転車の車両に付帯したTSマーク保険(点検基準日から1年間) 等

※ すでに加入している保険が自転車の加害事故を補償の対象としているかどうか分からない場合は、保険証券を用意してご契約の保険会社等にお問い合わせください。

自転車に 乗るなら必ず ヘルメット

岡山県・岡山県交通安全対策協議会